

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2011 確定要求書の回答等について
交渉日時 平成23年11月29日(火) 15時00分～17時30分
交渉場所 職員会館 大会議室
交渉出席者 当局側 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川人事課長 石田主幹
山田主幹兼人事研修係長 雲丹亀給与係長
組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計15人

概要	要
組合の主張	<p>2011 確定要求書の回答等に関する交渉を行った</p> <ol style="list-style-type: none">① 当局提案の給与改定は、住宅手当を1,500円引き下げるというものである。官民較差が国ではマイナス0.23%、府ではマイナス0.19%あるため、その差を埋めるための減額であるが、従来は国に準拠が基本で給料表改定等を実施してきた。今回は府の勧告による官民較差を宇治市におきかえて、総原資として減額する額を割り出し、その減額する原資を住宅手当に求めている。このようなやり方は初めてである。何故住宅手当で対応するとしたのか。住宅手当ではなく、管理職手当での減額等検討したのか。② 給料表改定では40歳未満は据え置きである。一方、住宅手当をもらっている人は20代、30代にもいる。若い世代の1,500円は大きい。給料表改定では対象とならなかった人が、当局の提起で対象となってくる人がいる。このような観点の検討はなされたのか。③ 宇治市として、住宅手当はどうあるべきか、今後どうしていくのか。住宅手当そのものの在り方を掘り下げて議論しないと、今後、官民較差の調整弁に使われるのではないか。
当局の主張	<ol style="list-style-type: none">① 国の給料表改定に準じるのが適当であると考えてきた。今年国では平均7.8%を減額する給与臨時特例法案を優先し、人事院勧告に基づく改定は実施しないとしている。また、府の人事委員会勧告は、官民較差是正のため給料表改定ではなく、住居手当を改定するとしている。9月議会において、市長が、職員の手当について見直すべきは見直すとしたことも踏まえて、今年の本市の給与改定は、府の人事委員会勧告に準拠し、住居手当を減額することとした。② 40歳未満にも持家手当受給者がいることは認識している。③ 住居手当は、職員の住居に係る家賃や自宅の修繕費の一部費用を補填する目的の手当である。官舎が整備されていたり、転勤の可能性がある国や府の住居手当とは性格が異なると考えている。